

たらの芽廃木粉碎業務委託仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和４年魚沼市告示第 159 号）に定めるもののほか本仕様書に従い実施するものとする。

番 号	令 7 現単農政委 2 号
件 名	たらの芽廃木粉碎業務委託
概 要	有機堆肥の副資材であるたらの芽廃木を、畜ふんと混合させ堆肥化するために粉碎するもの
使用機械	①受注者搬入機材 ・ 廃木粉碎機 （廃木は 2 5 mm以下となるように粉碎すること） ・ 粉碎機投入用機械（任意） ②発注者貸与機材 ・ 0. 9 m ³ バケット付ホイールローダ（粉碎後の資材運搬用）
内 容	①作業時間 ・ 午前 8：3 0～午後 5：1 5 まで（休憩 1 時間） ただし、準備・後片付けは時間外であっても可能とし、それ以外の時間外作業は別途協議とする。 ②作業区域 ・ 発酵槽棟入口脇から脱臭槽までの間で、たらの芽廃木を山積みにしてある所。 ③作業員体制 ・ 粉碎機への投入から、粉碎後、発酵槽棟内の保管スペースまでの運搬を行う体制とする。 ④たらの芽廃木の数量（参考） ・ R 2 3 0 0 m ³ ・ R 3 3 0 0 m ³ ・ R 4 3 5 0 m ³ ・ R 5 3 5 0 m ³ ・ R 6 3 5 0 m ³ ※ただし、実績数量による精算は行わない。
履行期間	契約締結の日から令和 7 年 6 月 30 日まで
履行場所	魚沼市 吉水 地内 （魚沼市有機センター）